

佐賀県バドミントン協会規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 この会は、佐賀県バドミントン協会（以後「本会」）と称する。
- 第2条 本会の事務局は、会長の定めるところに置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、バドミントン競技の普及発展、競技力向上及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) バドミントンの普及指導
 - (2) 各種大会及び講習会等の開催
 - (3) バドミントンに関する調査、研究及び資料の収集
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

- 第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する本会への登録者をもって組織し、その運営は、以下の組織で行う。
- (1) 市・町バドミントン協会（部）
 - (2) 一般部
 - (3) 学生部
 - (4) 高校生部
 - (5) 中学生部
 - (6) 小学生部
 - (7) 普及指導部
 - (8) 競技力向上部
 - (9) 競技審判部
 - (10) 教職員連盟
 - (11) レディース連盟
 - (12) 実業団連盟
 - (13) 社会人クラブ連盟
 - (14) その他個人登録者

第4章 業務

- 第6条 本会は、（公財）日本バドミントン協会に加盟し、その支部となる。また、九州バドミントン連盟及び（公財）佐賀県スポーツ協会に加盟する。
- 第7条 本会に、事業執行の機関として、理事会、常任理事会及び専門委員会を置く。

- 第8条 理事会は、本会の最高決議機関として、毎年1回会長が招集し、理事長がその議長となる。
- 第9条 理事会は、第15条の役員をもって構成し、次の事項を審議する。
- (1) 事業及び収支決算の報告並びに承認
 - (2) 予算の編成及び事業計画
 - (3) 規約及び規程の改廃
 - (4) 役員の改選
 - (5) その他必要な事項
- 第10条 会長は、必要に応じて、常任理事会を開催することができる。
- 第11条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長及び常任理事をもって構成し、本会の事業を企画立案する。また、理事会の決議事項及び委任事項並びに緊急事項を処理する。
- 第12条 専門委員会は、専門事項を協議し意見を理事会へ提出する。また、理事会の委任を受けた事項について執行の任にあたる。
- 第13条 本会の機関は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 第14条 理事会の議事は、特に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第5章 役 員

- 第15条 本会には次の役員を置くことができる。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事長 1名
 - (4) 副理事長 若干名
 - (5) 事務局長 1名
 - (6) 常任理事 若干名
 - (7) 理事 各市町及び部会より1名、他若干名
 - (8) 監事 若干名
- 第16条 会長及び副会長は常任理事で推挙し、理事会で承認する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 理事長及び副理事長は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
 - 5 理事長は、本会の業務を執行する。
 - 6 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 7 常任理事は、第5条第1号から第13号に規定する各運営組織の代表者

及び会長が特に推薦する者とし、会長が委嘱する。

- 8 理事は、各市町、各連盟及び各部会から選出された者並びに理事会の推薦する者とし、会長が委嘱する。
- 9 専門委員長は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 10 副専門委員長及び専門委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 11 監事は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 12 監事は、会務を監査する。

- 第17条 本会は、必要に応じて、理事会の議を経て、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長の諮問に応じる。
- 第18条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 経費及び会計

- 第19条 本会の経費は、登録料、参加料、補助金及びその他の収入をもってあてる。
- 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第7章 登録

- 第21条 登録に関する規程は、理事会の議を経て、別にこれを定める。

第8章 事務局

- 第22条 本会の会務処理の為に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長並びに事務職員をおき、任命は理事長があたる。
 - 3 事務局長は、理事長を補佐し会務を行うものとする。

附 則

この規約は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月1日 一部改正)

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年11月8日 一部改正)

この規約は、昭和61年11月8日から施行する。

附 則 (平成13年10月21日 一部改正)

この規約は、平成13年10月21日から施行する。

附 則 (令和5年5月14日 一部改正)

この規約は、令和5年5月14日 から施行する。

附 則 (令和7年5月18日 一部改正)

この規約は、令和7年5月18日 から施行する。

登録に関する規程

- 第1条 佐賀県バドミントン協会（以下「本会」という）は規約21条により、本規程を定める。
- 第2条 本会が主催する大会に出場する者は（公財）日本バドミントン協会及び本会へ登録しなければならない。ただし、普及向上を目的とする大会においては、この限りではない。
- 第3条 登録は、所定の手続きにより登録料を添えておこなわなければならない。
- 第4条 年登録料（（公財）日本バドミントン協会登録料並びに小学生については日本小学生バドミントン連盟登録料を含む）は、下記のとおりとする。
- | | |
|-----------|--------|
| （1）一般 | 2,500円 |
| （2）実業団 | 2,500円 |
| （3）レディース | 2,500円 |
| （4）教職員 | 2,500円 |
| （5）学生 | 2,000円 |
| （6）高校生 | 1,500円 |
| （7）中学生 | 1,500円 |
| （8）小学生 | 1,500円 |
| （9）社会人クラブ | 2,500円 |
- 第5条 登録期間は（公財）日本バドミントン協会と同じく、4月1日から3月31日までとする。
- 第6条 所定の手続きと登録料の支払いをおこなった時点で、登録完了となる。
- 第7条 登録は毎年これを更新するものとする。
- 第8条 他の都道府県で登録をした者は、特別な場合を除き、当該年度に本会の登録をすることはできない。
- 第9条 本会で登録をした者は、特別な場合を除き、当該年度に他の都道府県の登録をすることはできない。
- 第10条 本会で登録をした者が、次の各項のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
- （1）本会の規約及び本規程に違反する行為があったとき
 - （2）その他、本会が除名妥当と認めたとき
- 第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経ておこなうものとする。
- 第12条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月14日 から施行する。

この規程は、令和5年7月23日 から施行する。